

### 第3回消費者団体訴訟制度検討委員会議事要旨

1. 日 時 平成16年7月20日(火) 9:30~11:30

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館4F 共用第4特別会議室

3. 出席者

(委員会)

山本委員長、岩佐委員、上原委員、大河内委員、大村委員、鹿野委員、川本委員、齋藤委員、品川委員、高橋委員、角田委員、寺田委員、長野委員、坂東委員、升田委員、御船委員

(事務局)

田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、柳原国際室長 ほか

4. 概要

日本経済団体連合会 久保田経済本部長より説明があった後、大要以下のような議論が行われた。

- ・ 濫訴・濫用について、製造物責任法や消費者契約法の制定時にも懸念する声があったが、これらに関して、これまでに濫訴・濫用があったという実例はあるか。  
特段そのような実例を調べたことはない。商法の株主代表訴訟で濫用が目立っていることを反映しての懸念なのではないか。
- ・ 資料に示されている懸念や留意点の中には、昨年の国民生活審議会の報告書や司法制度改革の議論などで既に方向性が出ている内容に対して、疑問を持っているところもあるように見える。しかし、すでに方向性が出ているところについてあらためて時間を割くべきではないのではないか。
- ・ ドイツでは、消費者団体訴訟をサポートするため、経団連のような事業者団体が様々な情報提供等を行っているようであるが、経団連もそのような情報提供について検討しているか。検討しているのであれば状況を知りたい。  
情報提供については検討を始めたばかりである。ご指摘のドイツの団体は、おそらくドイツ産業連盟(BDI)のことだと思われるが、未だ意見交換等をしたことはない。今後、BDIに問い合わせてみたい。
- ・ 経団連の企業行動憲章は、自由な市場経済を志向するというのが基本的立場であるようだが、資料の中には「不当条項の排除や不当勧誘行為の排除は所轄官庁等の勧告・指導や処分などの是正が望ましい」といったものや、「消費者団体による差止請求より行政による差止請求のほうが実効性があるのではないか」といったものがある。こうした意

見は、企業行動憲章の趣旨に反するのではないか。

悪徳商法のようなケースには行政や司法の対応が重要であり、そういったことを考慮していただきたい、という趣旨の意見である。

- 資料からは、経済界は「個人の訴訟が起こしやすくなることで様々な問題に対応が可能なのではないかと考えているかのように読みとれる。しかし、こうした考え方は、今回の議論の大きな柱である不当約款や不当勧誘の問題に当てはまるだろうか。それとも損害賠償を念頭に置いているのか。

今回提示した資料は、各企業に対するアンケート結果の要旨を掲載したものであり、議論が浅く漠然としている。差止請求に関しては、反対意見もあれば前向きに検討すべきという意見もある。損害賠償に関しては、反対という回答を、全ての企業から得ている。

全国商工会連合会 海老原指導部長、日本商工会議所 山田産業政策部副部長、全国中小企業団体中央会 中澤企画部主幹、全国商店街振興組合連合会 金子総務部長より説明があった後、大要以下のような議論が行われた。

- 団体訴権の担い手の要件として、被害への対応を十分に行える活動実績・ネットワーク等を持っていることとあるが、具体的にはどういったことをイメージしているか。また、構成員数を「相当数」とする理由は何か。

活動実績については、過去において苦情相談等のノウハウを有している団体が適切ではないかという見地である。相当数の構成員だが、日本には約 4,700 の消費者団体があり、極めて小規模で任意のところも多い。事業者からみれば、訴権を付与するのであれば、そうした消費者団体が財政的にも人力的にもしっかりしていないと不安であり、その点を踏まえて議論していただきたいという趣旨である。

- 適格要件について、法人格を有することが必要とあるが、現在、法人格を得ている消費者団体はまだ少ない。また、活動実績があっても法人格を持たない団体も存在するがどう考えるか。

私見ではあるが、消費者被害の防止というよりも、訴訟を起こすことそのものを目的として消費者団体を設立するケースが否定できないのではないかと、という懸念がある。そのため、訴権を与えるのはできるだけしっかりした団体にと、この意味で法人格を有していたほうがより望ましいと考える。

- 消費者団体から事業者への事前申し入れを義務化するというのは具体的にどのようなことか。

現段階で具体的な想定があるわけではない。ただ、悪意のない事業者であれば、書面

で警告すれば対応するところがほとんどだと思う。そのため、事前に通知などをして頂きたいということであり、交渉の場をしっかりと設定して頂きたいということである。

- 資料で「団体訴訟制度の周知徹底のため、経過措置等の配慮が必要」との見解を示しているが、どのくらいの期間をお考えか。

私見であるが、これまで様々な法律で経過措置が認められてきたが、法律が制定されてから2年程度が一般的なものではないかと思っている。経過措置の詳細な期間については、委員会の議論を見ながら必要に応じて要望したい。

- 訴権の範囲について、より広く個別法も含むという考え方もあると思うが、そうではなくて消費者契約法に限定すべきという趣旨なのか。

まずは契約法のみを対象とすべきと考えている。対象を広げるべきという意見もあるようだが、まずは明確な土俵のあるところからスタートすべきではないか。

- 濫訴の要因にも様々あり、適格団体の要件設定や、差止請求の範囲の設定が原因となる場合もあれば、これらの要件設定には問題がなくとも消費者団体自身に不当な目的がある場合もありうる。この中で、消費者団体の適格性だけに關心があるのか。他の問題も検討しているのか。

適格性の確保は濫訴の懸念と表裏一体になってくる。厳格な要件を定めることは実効性からして問題ではあるが、ある一定の適格性の線引きは必要だと考えている。そうすることで濫訴は少なくなると想定している。

- 濫訴の懸念がとても大きいようだが、何が濫訴なのかという分析等を行っているのか。

詳細な分析はしていない。また、この委員会で濫訴の可能性について十分な議論を行っていただきたい。

全国消費者団体連絡会 神田事務局長、全国消費生活相談員協会 藤井理事長より説明があった後、大要以下のような議論が行われた。

<全国消費者団体連合会（全国消団連）とのやりとり>

- 「消費者機構日本」という組織を準備中ということだが、法人格を取得するつもりなのか。経済的基盤はどうするのか。

法人格は取得する方向で考えていくと思われる。消費者団体は財政基盤がもともと弱いところが多いため、賛助会員からの会費や、あるいは公的な支援も必要ではないか。

- 資料の中で、登録制度を設けるという一方で、裁判所の個別審査において訴訟の道を開くと主張しているが、社会的信頼性の確保という観点からみてこの2つは矛盾する側

面が出てこないか。

詳細な議論はまだ固まっていないが、登録制度を設けるべきという意見が多い一方で、もっと広く団体訴訟制度に参加しうる余地として後者がある。登録はしていないが緊急に何らかの行動を起こしたいというケースに対応するためである。

- ・ 差止請求も損害賠償請求も、消費者から消費者団体に対する依頼がなくても、消費者団体が必要性を認知したら訴訟を起こせるとお考えか。  
消費者からの依頼はいらないと考えている。

<全国消費生活相談員協会（全相協）とのやりとり>

- ・ 全相協会員の大半が団体訴訟制度の受け皿団体となることを希望しているようだが、全相協として単独で受け皿団体となるのか、他団体との連携になるのか等、どのような議論がなされているか。

地方レベルの行政の中で消費生活相談を担当している者の集まりである全相協が、単独で団体訴権の担い手となるのは問題ではないかという意見もある。全体としては、相談件数の増加などから、消費者サイドに立って団体訴権を行使していかなければならないと考える会員が多いが、全相協がどのような形で担い手となるかについて、意見が分かれている状況である。検討委員会における適格団体の要件に関する議論も踏まえながら検討していきたい。

- ・ 適格団体要件について、全相協ではどうお考えか。

前回のヒアリングを傍聴していたが、日本弁護士連合会の考える要件に概ね賛成である。あまりに要件を厳格にすると、わずかな団体しか権利を行使できなくなり問題である。また、本当に消費者のために活動している団体を、どのような要件で判断するのか、委員会でも十分に議論して欲しい。

以上